



鳥労発基 0425 第9号
令和6年4月25日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



作業環境測定基準等の一部を改正する告示の適用について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第187号）については、令和6年4月10日に告示され、令和7年1月1日（一部は令和6年7月1日）から適用することとされたところです。

今般、その改正の趣旨、内容等について、別添のとおり令和6年4月10日付け基発0410第1号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。